

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	財務諸表等規則ガイドライン
改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」	会計方針の開示等に関する会計基準
企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」	会計上の見積りに関する会計基準
改正企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」、改正企業会計基準12号「四半期財務諸表に関する会計基準」、改正企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」、及び改正企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等に関する適用指針」	収益認識に関する会計基準等
実務対応報告第27号「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」	実務対応報告

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	財務諸表等規則第8条の2の2第1項第3号について、「前号に掲げる金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響」は、会計上の見積りに関する会計基準第8項では、開示目的に照らして記載する場合の例示となっているが、財務諸表等規則においても例示であることを確認したい。	貴見のとおりです。
2	財務諸表等規則第8条の2の2第3項について、会計上の見積りに関する会計基準第9項なお書きに相当する規定と思われるが、同会計基準第9項本文の「連結財務諸表を作成している場合に、個別財務諸表において本会計基準に基づく開示を行う時は、第7項(2)の注記事項について連結財務諸表における記載を参照することができる。」に相当する規定が、改正案の財務諸表等規則第8条の2の2第3項にないため、規定することが必要ではないか。	ご指摘を踏まえ、修正しました。財務諸表等規則第8条の2の2第3項及び第4項をご参照ください。
3	財務諸表等規則第8条の3の3第2項について、未だ適用されていない新しい会計基準が、「専ら表示方法及び注記事項を定めた会計基準等」であるか否かは、提出会社が各自で判	前段については、貴見のとおりです。 後段の例示については、個々の企業によって判断が異なるものと考えられます。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>断するという理解で良いか確認したい。</p> <p>例えば、改正前企業会計基準 29 号「収益認識に関する会計基準」（2018 年 3 月 30 日）を既に早期適用していた会社の場合、改正企業会計基準 29 号「収益認識に関する会計基準（2020 年 3 月 31 日）」は、会計基準等に係る改正点が、専ら表示方法及び注記事項に限られることとなるため、改正前企業会計基準 29 号「収益認識に関する会計基準」（2018 年 3 月 30 日）を既に早期適用していた会社にとっては「専ら表示方法及び注記事項を定めた会計基準等」に該当し、早期適用していない会社にとっては「専ら表示方法及び注記事項を定めた会計基準等」には該当しない、という理解で良いか。そして、この判断により、財務諸表等規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 3 号の影響額を記載するか否かを決定するという理解で良いか。</p>	
4	<p>「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に記載する会計処理の原則及び手続」は、未適用の会計基準等に関する注記の記載対象とはならないという理解で良いか確認したい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
5	<p>財務諸表等規則ガイドライン 8-32 の 4 (1) 及び(2)において、それぞれ、「例えば」として記載事項を例示しているが、改正企業会計基準 29 号「収益認識に関する会計基準」第 80-20 項や 80-21 項では「次の事項を注記する」となっているため、「例えば」は削除した方が良いのではないか。</p>	<p>改正企業会計基準 29 号「収益認識に関する会計基準」第 80-20 項や 80-21 項の事項は例示であるため、財務諸表等規則ガイドラインでも明確にしております。</p>
6	<p>財務諸表等規則改正案第 72 項第 2 項に規定する「顧客との契約から生じた収益」は、改正企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」の適用範囲に含まれるものであることについて明確化していただきたい。</p>	<p>本改正は収益認識に関する会計基準等における規定と同様のものを追加したものです。</p>
7	<p>3つの会計基準に共通した「財務諸表利用者の理解に資する」という基本観に基づく開示目的が、財務諸表等規則でも明示された点は最も評価している。</p> <p>また、財務諸表等規則第 9 条の改正により、キャッシュ・フロー計算書の次に重要な会計方針の注記、その次に重要な会計上の見積りに関する注記という順番で記載された点も評価している。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
8	<p>財務諸表等規則第 8 条の 2 の 2 では、「重要な会計上の見積り」を定義しているが、会計上の見積りの開示に関する会計基準の第 4 項の「リスク（有利となる場合及び不利となる場合が含まれる。）」に相当する記述が見当たらない。リスクという言葉の一般的なイメージか</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、財務諸表等規則ガイドライン 8 の 2 の 2 において、本改正における注記は会計上の見積りに関する会計基準における規定と同様のものであることを明記しております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	ら、「不利となる場合のみ」の開示で良いと誤解されないためにも、現状のリスクに「(有利となる場合及び不利となる場合が含まれる。)」を加筆していただきたい。	
9	企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」では、「契約資産」、「契約負債」、「顧客との契約から生じる収益」という新しい表示項目が登場したが、性質の似た従来の表示項目との関係について財務諸表等規則で整理したことにより、財務諸表上での表示の混乱を大幅に減らせると考えている。	貴重なご意見として承ります。
10	<p>実務では受取手形に代えて「電子記録債権」の利用が増えているが、財務諸表等規則第15条では、その位置づけが不明確な印象を受ける。現状の記述では、「電子記録債権」は第15条2の「受取手形」には該当せず、第15条3の2の受取手形と売掛金以外の「契約資産」に該当する様にも見える。</p> <p>「電子記録債権」の利用実態に合った開示がなされる様に、財務諸表等規則第15条の記載を再確認していただきたい。</p>	<p>電子記録債権については、実務対応報告に規定されているとおり、重要性が乏しい場合には、「受取手形」として表示することが可能です。</p> <p>上記や収益認識に関する会計基準等を踏まえ、現時点では財務諸表等規則における電子記録債権の定義を変更する必要はないものと考えておりますが、今後の利用実態に応じて検討して参りたいと考えております。</p> <p>なお、電子記録債権は契約資産には該当しないものと考えております。</p>
11	<p>財務諸表等規則第8条第69項は、改正前の「(重要な会計方針の注記)第8条の2」と同記載ですが、異なる3つの用語「ヘッジ会計」「ヘッジ手段」「ヘッジ対象」を、一つの文で説明しているため、括弧書が何重にもなり非常に分かりづらい記載となっております。</p> <p>定義の項に記載するのであれば、その趣旨を鑑み、異なる3つの用語「ヘッジ会計」「ヘッジ手段」「ヘッジ対象」に分けて定義し、その内容の理解が容易にできるようにすべきではないか。</p>	貴重なご意見として承ります。
12	財務諸表等規則第8条第69項について、デリバティブ取引は、ヘッジ対象として認められていないので、「又はデリバティブ取引」記載は不要ではないか。	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本改正では、財務諸表等規則における「ヘッジ会計」「ヘッジ手段」「ヘッジ対象」の定義の内容を変更するものではございませんが、ご指摘いただいた点については、実務への影響等を勘案し、今後検討して参りたいと考えております。</p>
13	財務諸表等規則第8条第69項について、定義の項に記載するのであれば、「第六十七条第一項第二号において同じ。」や「第八条の八第三項及び第六十七条第一項第二号において同じ。」の記載はあえて不要ではないか。	ご指摘の点については、ヘッジ手段又はヘッジ対象を引用している条文であるため、引用先の記載が必要になります。
14	財務諸表等規則ガイドライン8の32の4(2)について、「なお、当該履行義務が、当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である場合等は注記を省略することができる。」	貴見のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	と定められているが、この「等」は、企業会計基準 29 号「収益認識に関する会計基準」第 80-22 項の(2)と(3)が該当するとの理解でよいか確認したい。	
15	<p>収益認識に関する会計基準はプリンシプルベースの会計基準であり、今般の財務諸表等規則の改正において、注記を省略可とするか否かの判断基準として「100 分の 5 を超える」かどうかといった画一的な数値基準を設けないことは妥当である。</p> <p>今後、既存の他の会計基準に係る財務諸表等規則等における注記の取扱いについても、「100 分の 5 を超える」かどうかといった画一的・形式的な基準を定めていることに妥当性があるのか、全般的な検証を求めたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘いただいた点については、財務諸表利用者のニーズ等も踏まえ、今後検討して参りたいと考えております。</p>